

インドの第二世代改革 —その現状と課題についての一サーベイ—

永石 信
宮野 理子

はじめに	44
1. 1990—91年のインド経済危機と1991年経済自由化政策	45
(1) 経済安定化政策	47
(2) 構造調整政策	48
2. 1991年経済自由化の成果と残された課題	49
3. 第三次ヴァジパイ政権の第二世代改革	52
(1) 財政・税制政策：2000年度予算案提出と国会通過	53
(2) 金融政策：1999年度下半期金融政策レビューとその後の金融緩和策	54
(3) 貿易政策：新輸出入政策の発表	56
(4) 海外直接投資（FDI：Foreign Direct Investments）流入促進政策	57
(5) 資本自由化政策：対外商業借り入れ、証券ユーロ発行 （GDR／ADR：Global Depository Receipt／American Depository Re- ceipt）の規制緩和	58
(6) 国会における経済関連法案の審議状況	59
(イ) 1999年冬季国会における経済関連法案審議	59
(ロ) 2000年予算国会における経済関連法案審議	60
4. インド経済改革政策を巡る論争：ナイヤールの議論を中心に	61
おわりに	65
資料—1 第二世代改革の重要政策のポイント	68
資料—2 重要法案のポイント	73

はじめに

1999年2月27日、インドのシンハ（Yashwant Sinha）大蔵大臣は、インド予算国会において恒例となっている大蔵大臣財政演説を行った。シンハ大蔵大臣は、その演説の中で、「第二世代改革（second generation reforms）」という単語を初めて用いながら、1991年より継続されていた経済自由化の動きをさらにダイナミックな方向へ展開していく決意を次のように表明した。

我々は、現在、第二の千年紀の終わりに差し掛かっている。したがって、我々は、次世紀、次千年紀における機会と挑戦のために備えなければならない。インド経済を、現在発展しつつある世界秩序の中での競争に打ち勝つ実力を備えたものへと変革していくため、我々は、第二世代改革について真剣に議論し、決定を下すべき時期にさしかかっているのである¹⁾。

シンハ大蔵大臣が用いた「第二世代」という単語は、言うまでもなく1991年経済自由化を「第一世代」改革と見なしそれとの差別化を図って使われたものである。そしてその「第二世代改革」という造語は、瞬く間にマスメディア、経済界の間で頻繁に引用されることとなり、インド人民党（BJP：Bharatiya Janata Party）を中心とする第三次ヴァジパイ（Atal B. Vajpayee）政権²⁾の経済改革政策を表象するキーワードとなっている感さえある。

本論文の目的は、第一次経済改革、すなわち1991年経済自由化から第二世代改革への政策の流れを捉えることによって、インド経済が新千年紀を目前にして直面している中長期的な課題を明らかにすることにある。本論文の構成は以下の通

1) Government of India (GOI), *Speech of Shri Yashwant Sinha* (presenting Central Government's Budget for 1999-2000), Part A, p. 18 (February 27, 1999).

2) 本論文では、1999年10月の下院総選挙を経て成立したヴァジパイ政権を、1996年5月、1998年3月に成立したものから数えて「第三次ヴァジパイ政権」と呼ぶこととする。

りである。第一章においては、1990—1991年のインド経済危機とその処方箋としての1991年経済自由化政策について簡単に振り返る。第二章では、1991年経済自由化によってもたらされた成果と新たな課題を整理する。第三章では、1999年10月に発足したBJP中心の第三次ヴァジパイ政権が実行している第二世代改革を政策ごとにまとめて紹介する。第四章では、インドを代表する経済学者であるナイヤール（Deepak Nayyar）らの議論を紹介しつつ、インドの経済改革政策の中長期的な問題点を明らかにする。最後に、インドの第二世代改革の課題についての筆者なりのコメントを提示する。

1. 1990—91年のインド経済危機と1991年経済自由化政策

1990—91年のインド経済危機は、湾岸戦争の勃発に端を発する対外債務危機であった訳であるが、当時のインド経済には、1956年産業政策決議以降30年以上もの間積み重ねられてきた長期的構造問題がその根底に潜んでいたことは疑いもない。1991年6月、危機の最中で発足したインド国民会議派（Indian National Congress）のラオ（Narashimha Rao）政権が、財政再建、インフレ抑制、国際収支改善といった短期的な課題に対処しつつ（いわゆる経済安定化政策）、同時に中長期的な視野で経済構造の改革をも押し進めていく（いわゆる構造調整政策）というオーソドックスな世界銀行・国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）型の調整政策を採用したことは、当時の状況では背に腹を代えられぬ判断であったとは言え、インド経済政策の歴史上の大きな転換点であったと言える。

3) 1990-1991年インド経済危機とその後の経済自由化政策についての先行研究については枚挙に暇がないが、代表的なものとしてJalan (1992)、Joshi and Little (1994) (1996)、Patnaik and Chandrasekhar (1995)、Nayyar (1993) (1996) (1998)、Bhaduri and Nayyar (1996)、Nagaraj (1997)、Ghosh (1997) (1998)、Ahluwalia and Little (1998) を挙げておく。また、日本における先行研究としては、絵所 (1992)、西口 (1992)、佐藤 (2000a) (2000b) がある。

図 1 — 1 1991年経済自由化から第二世代改革への変遷

1991年時点の課題	1991年経済自由化の処方箋	1991年自由化の成果・新たな課題	第二世代改革の政策
・ 財政赤字の肥大	→ 1. 経済安定化政策 (1) 財政再建政策 ・ 税制改革 ・ 補助金等の歳出削減 ・ 市場ベースでの国債発行制度導入	→ ・ 1994—1997年度は低下したものの1998年度より再び赤字幅拡大 ・ 食糧・肥料の補助金体質は依然変わらず	→ (1) 財政再建政策—2000年度予算案— ・ 税制改革 より公正で効率的な制度の確立へ ・ 課税ベースの拡大 ・ 歳出削減 財政責任法導入を目指す
・ インフレ進行	→ (2) 金融引き締め政策 ・ 国内信用抑制 ・ アドホックTBの廃止	→ ・ インフレは概ね一桁に収まる	
・ 国際収支の悪化	→ (3) 為替レート切り下げ、緊急輸入規制	→ ・ 経常収支赤字はGDP比1%台へ	
・ 国内企業間の競争欠如 (MRTPA体制の行き詰まり) ・ 対外閉鎖的な産業構造 (FERA体制の行き詰まり)	→ 2. 構造調整政策 (1) 産業政策改革—「1991年新産業政策」— ・ 34業種につき外資を51%まで自動認可 ・ MRTPA適用企業の資産上限廃止 ・ 国家安保関連18業種以外の産業ライセンス制の廃止 ・ 国家独占産業の17業種から8業種への縮小	→ ・ 国内外からの新規参入が促進され、一定の競争は生まれた ・ 国際的な競争力が根づくまでには至らず	→ (2) 産業政策改革—商工省新外資政策(2000. 2. 1)他— ・ FDI認可のポジティブリスト規制からネガティブリスト規制への移行 ・ MRTPAから「競争法」への移行を目指す ・ FERAからFEMAへの移行
・ 過度の管理体制による貿易停滞	→ (2) 貿易政策改革—「1991年新貿易政策」— ・ 為替レート切り下げ、市場レート化 ・ 輸入補充ライセンス制度の廃止 ・ 輸出入票制度の導入 ・ 輸出補助金の廃止 ・ 資本財輸入の規制緩和 ・ キャナライゼーション品目削減	→ ・ 貿易制度は劇的に規制緩和された ・ 他方で貿易収支は改善せず ・ WTOルールの中で競争していけるかは疑問	→ (3) 貿易政策改革—「新輸出入政策」(2000. 3. 31)— ・ 経済特別区 (SEZ) の創設 ・ 714品目の輸入数量制限解除 ・ 輸出促進資本財 (EPCG) 制度の輸入関税一本化 ・ SEZ政策実施用資金として、州政府へ追加予算供与
・ 国家従属型の硬直化した金融システム	→ (3) 金融改革 ・ 金利規制の緩和 ・ 民間/外資銀行への参入規制緩和 ・ 不良債権削減 ・ 健全性規制の強化 ・ 資本市場改革	→ ・ 商業銀行、資本市場の自由度は改善 ・ 不良債権問題、銀行会計基準の透明性は大きく改善 ・ 未だ財政への従属は解消せず ・ 資本自由化問題は進展せず	→ (4) 金融改革 ・ 保険業の民間開放 (外資は26%まで) ・ デリバティブ市場導入 ・ 債権回収法廷法案国会通過 ・ 資本勘定自由化政策 (ECB、GDR/ADRの規制緩和) ・ SBIの政府持ち株比率引き下げの動き
・ 独占的かつ非効率的な公企業部門	→ (4) 公企業改革 ・ 株式売却委員会の設置、戦略的売却の促進	→ ・ 売却実績は常に目標額を下回る ・ 結局、売却委員会は解散	→ (5) 公企業改革 ・ 公企業株式売却庁の創設 ・ エア・インド社他社の株式売却を発表
・ 非効率的な電力部門、電気通信部門	→ (5) その他の改革 ・ 1991年電力政策 ・ 1994年電気通信政策	→ ・ 州電力庁の分割・公社化が一部の州で進行 ・ 電気通信ビジネスが飛躍的に拡大 ・ 産業内規制監督システム等が未確立	→ (6) その他の第二世代改革 ・ 州電力庁改革: 「電力法」導入の動き ・ TRAI法の国会通過、電気通信業の規制監督強化 ・ 労働市場改革: 労働組合法改正の動き

う。1991年経済自由化前後のインド経済の状況については先行研究も多く³⁾、ここでその詳細に立ち入ることは蛇足であろうが、簡単に当時の状況を振り返ろう(図1-1)。

① 経済安定化政策

- ① 1980年代を通じた積極財政政策により、1990—91年当時、中央政府の累積債務額は危機的なレベルにまで増大し、当時のインドのマクロ経済運営に大きな影を落としていた⁴⁾。それに対処するため、1991年度及び1992年度予算において、税制改革、補助金削減等の歳出削減、市場ベースでの国債発行制度導入等の財政再建施策が発表された。
- ② 政府の赤字金融の慢性化という財政・金融的要因やサプライ・サイドの要因等によって、1980年代のインフレ率は10%前後という比較的高い水準で推移していた。それに対処するため、国内商業部門への信用を抑制しつつ、アドホック短期大蔵省証券(通称アドホックス)の廃止等によって政府部門への信用をも統制するという金融引き締め政策が採用された。
- ③ 1980年代の各政権による公共投資増大を要とした成長戦略が、国内における投資・貯蓄ギャップを拡大させ、その裏返しとして1980年代後半には対外バランスが顕著に悪化した。1990年に勃発した湾岸戦争がインドの外貨繰りをさらに悪化させることとなり、1991年1月には、外貨準備高が輸入決済のわずか2週間分というレベルにまで落ち込んだ。そのような状況に対処するため、為替レート切り下げ(その後市場レート制へ移行)、緊急的輸入規制を中心とする対外バランス調整政策が採用された。

4) 他方で、ラクシット(Mihir Rakshit)は、1980年代のインドにおける財政赤字(正確には彼は「公共部門借り入れ」を分析の指標として用いた)とインフレーション、経常収支赤字との相関性の曖昧さを指摘している(Rakshit (1991))。

2 構造調整政策

- ① 長く続いた独占・制限的取引慣行法（MRTPA：Monopolies and Restrictive Trade Practices Act）と外国為替規制法（FERA：Foreign Exchange Regulation Act）による規制体制により、インド国内産業の構造は硬直的になり、競争の欠如が経済全体の生産性停滞を招いていた。それを改革する政策として「1991年新産業政策」（GOI（1991a））が発表され、34業種における51%までの外資自動認可、MRTPA適用企業の資産上限廃止、国家の安全保障に関わる18業種以外についての産業ライセンス制の廃止、国家独占産業の17業種から8業種への縮小等の政策が採用された。
- ② 国内産業の保護を目的とし、貿易に対する過度の管理制度が存在していた。それを改革する政策として「1991年新貿易政策」（GOI（1991b））が発表され、先に述べた為替レート切り下げの他、輸入補充ライセンス制度の廃止と輸出入票制度の導入、輸出補助金の廃止、資本財輸入の規制緩和、キャナライゼーション（重要物資については、政府公認の公社による貿易独占を認める制度）品目削減等の政策が採用された。
- ③ 1969年、1980年の主要商業銀行国有化等の措置を通じて、自由化以前のインド金融システムは、国家従属型のきわめて硬直的なものとなっていた。それを改革するための政策として、法定準備率の引き下げ、金利規制の緩和、外資を含む民間への参入規制緩和、不良債権問題への対応、健全性規制の強化、資本市場改革等が数々の政府委員会⁵⁾により提言され、その一部は実行に移された。
- ④ 長年続いた過度の保護政策により、公企業はセクターを問わず総じて非効率的なものとなっていた。これに対処するため、政府は「公企業株式売却委

5) その中でも特に重要なものは、銀行部門改革を中心に議論した2度のナラシムハム委員会報告（GOI（1991c）（1998））と資本自由化に関するタラポール委員会報告（RBI（1997））である。

員会 (Disinvestment Commission)」を設置し、株式売却、清算まで視野に入れた公企業のリストラクチャリングを推進することとした。

- ⑤ 自由化前には、電力部門、電気通信部門等のインフラ分野は公共部門が支配しており、その効率性とサービスの質は国際的なレベルから見てきわめて後進的であった。かつそれらの部門への公的支出は、中央・州政府にとっての財政圧迫の要因ともなっていた。それらに対処するため、「1991年電力政策」(GOI (1991c))、「1994年電気通信政策」(GOI (1994))が発表され、両部門の外資を含む民間への開放、公共部門の分割・公社化等を促進する政策の指針が示された。

2. 1991年経済自由化の成果と残された課題

このような1991年経済自由化政策は、1990年代を通じてどのような成果を挙げ、どのような課題を残したであろうか。結論から言えば、経済安定化政策（特にインフレーション抑制、経常収支の改善）は短期間のうちにかなりの成果を挙げたが、構造調整政策についてはその成果は限定的なものにとどまり、その多くは次世代の改革に託される形となった。以下に各政策の成果と残された課題を列記しよう（図1－1、表2－1）。

表2－1 1990年代のインドの主要経済指標

年度	実質GDP 成長率	財政赤字/ GDP	財政経常赤字/ GDP	貿易収支赤字/ GDP	経常収支赤字/ GDP	鉱工業生 産成長率	外国為替 準備高	インフレ率 (WPIベース)	マネーサプ ライ増加率	対米ドル 為替レート
1990	5.4	7.0	3.5	3.2	3.2	8.2	22.4	13.0	15.8	18.0
1991	0.8	4.6	2.6	1.1	0.4	0.6	56.3	13.8	19.3	24.5
1992	5.3	4.7	2.6	2.4	1.8	2.3	64.3	10.0	15.7	29.0
1993	6.2	6.3	3.7	1.5	0.4	6.0	150.7	8.3	18.4	31.4
1994	7.8	4.6	3.0	2.8	1.0	8.4	208.1	10.8	22.3	31.4
1995	7.2	4.1	2.4	3.2	1.7	12.8	170.4	7.8	13.7	33.4
1996	7.5	4.0	2.3	3.9	1.2	5.6	223.7	6.4	15.2	35.5
1997	5.0	4.7	3.0	3.8	1.4	6.6	259.8	4.8	18.0	37.1
1998	6.8	5.1	3.4	3.1	1.0	4.0	295.2	6.9	18.4	42.1
1999	6.4	5.6	—	—	—	7.9	350.6	2.9	—	43.3

出典) GOI, Economic Survey, various years; RBI, Report on Currency and Finance 1998-99; CMIE, Monthly Review of the Indian Economy, various issues.

注1) 単位は、外為準備高が億米ドル、為替レートは米ドル/インドルピー、それ以外は%。

注2) 外為準備高は、各年度最終週時点のもの（金・SDRを除く）。

① 経済安定化政策は、特にインフレーション抑制、経常収支赤字の削減の面で短期間のうちに大きな成果を挙げた。1990年代を通じてマネーサプライは相対的によくコントロールされ、インフレ率は1995年度以降一桁にとどまっている。経常収支赤字は、海外送金の回復等により1994年度以降はGDP比1%台で落ち着いている。他方、財政再建は、各年度の予算編成時を中心に繰り返しその重要性が強調されたにも拘らず、大きな成功を収めることはできなかった。中央政府の財政赤字は、1994年より4年連続で4%台が達成されたが、1998年以降再び増大に転じ、1999年度財政赤字は5.6%と予測されている。歳入面では間接税（物品税、関税）収入が伸び悩んでおり、歳出面では補助金はある程度抑制されているものの利払い費の増大が影を落としている。

② 1991年新産業政策とその後の更なる規制緩和政策により、国内外からの新規参入が促進され、耐久消費財部門（四輪乗用車、二輪車、家電等）、非耐

久消費財部門（食品、トイレットリー等）を中心に一定の競争は生まれているが、他方でこれらの産業が国際的な競争力を備えるところまで成長したとは言い難い面がある。鋳工業生産指数で見れば、1994、95年度の2年間は二桁前後の高い成長率を記録したものの1996年度からの3年間の成長率は4—6%台で伸び悩んでおり、指標上では、競争原理の導入がマクロで見た生産性の向上に寄与したと言い切ることはできない。

- ③ 貿易制度は1991年以前と比べて大きく規制緩和された。しかしながら、そのような規制緩和は輸出を促進するというよりはむしろ輸入を増大させる方向に作用しており、貿易赤字は有意には削減されていない。さらに、今後WTO（World Trade Organization）のガイドラインに沿って一層の貿易規制緩和（2001年4月には1429品目の輸入数量制限が撤廃される予定）が促進された場合、貿易赤字幅がさらに拡大することもあると考えられる。
- ④ 金融改革は、金利規制緩和、不良債権処理、健全性規制強化等の面で改革の進展が見られた⁶⁾。他方、未だ金融システムの財政への従属は解消されず、同部門最大のボトルネックとなっている。また、資本自由化についても、アジア通貨危機の影響もあって議論が当初の予定ほどは進展していない。
- ⑤ 公企業改革は、きわめて難航した。公企業株式売却委員会の提言の多くは実行されず、売却実績は概ね予算における目標額を下回った。公企業の生産性にも有意な改善は見られない。1999年11月には、形骸化した公企業株式売却委員会が解散に追い込まれている⁷⁾。
- ⑥ 電力部門については、一部の州（アンドラ・プラデシュ州、オリッサ州）

6) 1991年以降のインド金融改革については、日本においても研究成果が蓄積されている分野であるので、ここでは深く立ち入らない。詳細については、霧見（1993）、佐藤（1998a）（1998b）、永石（1998）（2000）、絵所（1998）（1999）、二階堂（1999）を参照されたい。

7) 1999年12月1日付インド経済紙各紙（The Economic Times, The Financial Express, Business Standard 他）参照。

では州電力庁（SEB：State Electricity Board）の分割・公社化が進められ⁸⁾、発電部門を中心に外資を含む民間企業の参入も目立った。電気通信部門は、携帯電話サービス等の分野で外資を含む民間企業の参入が見られ、飛躍的な成長を遂げた⁹⁾。しかしながら、特に電気通信事業については、産業内の規制監督システムが有効に機能しておらず、ライセンス発行やサービス料金の決定を巡って問題が頻発している点が懸念されている。

3. 第三次ヴァジパイ政権の第二世代改革

1999年10月の下院総選挙を経て誕生した第三次ヴァジパイ政権は、「第二世代改革」という単語をその経済改革路線を表現するキーワードとして使用しているが、実際に同政権が「第一世代改革」たる1991年経済自由化の成果と課題を踏まえた上で政策を立案しているという部分も充分に見受けられる。すなわち、1991年政策においてある程度の成果を収めることができたマクロマネジメントの部分についての政策は影を潜め、ミクロレベルの構造改革政策が前面に打ち出されている。以下で第三次ヴァジパイ政権の下で発表・実行されている政策を紹介しよ

8) 州電力庁改革を巡る最近の動きとしては、2000年1月、ウッタル・プラデシュ州の州電力庁改革に抗議する大規模な労働者ストライキの発生とその鎮圧が重要な事件であった。中央政府、ウッタル・プラデシュ州政府は、これに対してストライキ参加者の解雇・逮捕を発表する等終始厳しい姿勢で応じ、最終的には労働者側が事実上の敗北を認める形で終結した（2000年1月16、19、20、27日付インド一般・経済紙各紙参照）。

9) インド商工省の統計によれば、1991—99年累計で見たインドへの海外直接投資認可総額は2兆966.3億ルピーであったが、部門別では電力部門が最大で3173.5億ルピー（全体の15.14%）、次いで携帯電話・基本電話サービス部門が2459.7億ルピー（同11.73%）であった（GOI, Ministry of Commerce and Industry, *SIA Newsletter*, January 2000）。インド電力部門の抱える課題についての直近の情報としてはDas, Parikh and Parikh (1999)、World Bank (2000, Chapter 5)、Aiyar (2000) が参考となるであろう。

う¹⁰⁾。

(1) 財政・税制政策：2000年度予算案提出と国会通過

2000年2月29日、シンハ大蔵大臣は2000年度（2000年4月から翌年3月）のインド中央政府予算案を国会に提出した。今回は、BJPを中心とした連立政権にとって3回目の予算編成であるが、1999年秋の下院総選挙を経て政権基盤が固まるとともに、景気全体が回復傾向にある時期でもあり、与党側にとって好条件の中で進められることとなった。

当面の経済運営における最大の課題である財政赤字削減に向け、シンハ蔵相は予算案提出前から「困難な課題に果敢に取り組む」との発言を繰り返していた。実際には、国防費が過去最大の伸び幅となったこともあり、2000年度の財政赤字見積もりはGDP比5.1%と、1999年度実績の5.6%は下回ったものの、1999年度当初見積もりの4.0%を大きく上回る数値となった。

予算案に盛り込まれた政策の中では、食糧・肥料補助金の削減、輸出収入の所得税100%控除制度の段階的廃止（5年間）、株式配当金課税の源泉徴収率引き上げ（10%から20%へ）の3点が特に注目される。また、物品税、関税といった間接税についても、その税率体系の簡素化の方向性が打ち出されている。これらの施策は、過去に見られたその場しのぎの増収策（上乗せ課税の賦課、あるいは増率等がその最たるもの）とは明らかに一線を画すものであり、ミクロレベルのインセンティブ構造の改革を意図している点が特徴であると言えよう¹¹⁾。

その後、2000年5月3日、シンハ大蔵大臣は予算案修正案を下院に提出、同案

10) 第三次ヴァジパイ政権の経済改革のアジェンダにつながるものとして、BJPを中心とした国民民主連合(NDA: National Democratic Alliance)の1999年下院選挙用選挙綱領(NDA (1999), pp. 5-10)を参照されたい。また、Parikh and Shah (1999) も、第二世代改革の方向性と課題について手際よくまとめている。

11) 2000年度予算案の内容については、田中秀治氏（在インド日本大使館経済班）が作成された資料を参考にさせていただいた。

は4日に下院通過、9日には上院を通過して成立するに至った。注目された食糧・肥料補助金削減、株式配当金課税引き上げについては、政府側が各方面からの圧力を振り切り、結局予算案の内容のまま承認されることとなった。

② 金融政策：1999年度下半期金融政策レビューとその後の金融緩和策

1999年10月29日には、ジャラン（Bimal Jalan）インド準備銀行（RBI：Reserve Bank of India）総裁が1999年度下半期金融政策レビュー（RBI（1999b））を公表し、低インフレの長期化を踏まえて現金準備比率（CRR：Cash Reserve Ratio）の1%引き下げを始めとする金融緩和政策が発表された。この金融緩和政策に対する産業界の反応は、将来の金利引下げにつながるものとして概ね肯定的であったが、景気刺激策としての貸出金利の引き下げについて、「今や完全に商業銀行の問題である」との言及で中央銀行としての見解表明が回避された点には落胆の声も挙がった¹²⁾。

しかしながら、年末から2000年に入っても記録的な低インフレが続き、最優遇貸出金利（PLR：Prime Lending Rate）ベースでも実質貸出金利が10%を超えするという空前の高金利が生み出されるにあたり、政府もようやく自らの金利政策のオプションを発動するに至った。2000年1月14日、インド政府は公的積立基金及び少額貯蓄預金金利を1%引き下げることと決定し¹³⁾、2月の予算提出に合わせ一般積立基金預金金利の引き下げも発表された。さらにRBIは、金融緩和政策の総仕上げとして、4月1日、公定歩合の1%引き下げ、CRRの1%引き下げ、国有商業銀行の貯蓄性預金金利の0.5%引き下げを中心とする金融緩和策を発表した¹⁴⁾。これらの措置を受け、ステート・バンク・オブ・インディア（SBI：

12) 例えば、1999年10月30日付インド経済紙各紙に掲載された金融政策レビューについての産業界のコメントを参照されたい。

13) 2000年1月15日付インド経済紙各紙参照。

14) 2000年4月2日付インド経済紙各紙参照。

State Bank of India) を始めとする国有商業銀行、インド工業開発銀行 (IDBI : Industrial Development Bank of India) やインド工業信用投資公社 (ICICI : Industrial Credit and Investment Corporation of India) 等の国有開発金融機関は、

図 3 — 1 2000年度予算歳入の内訳

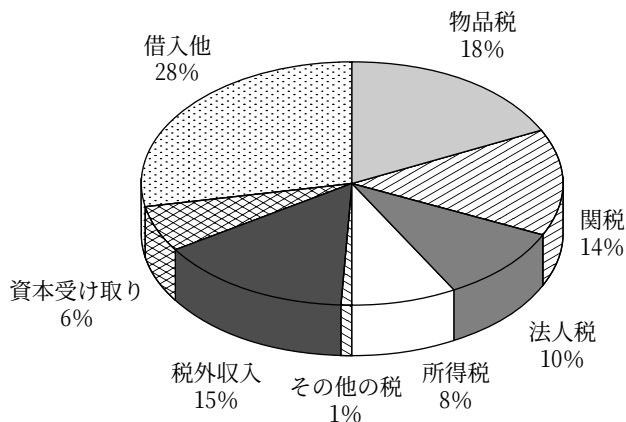
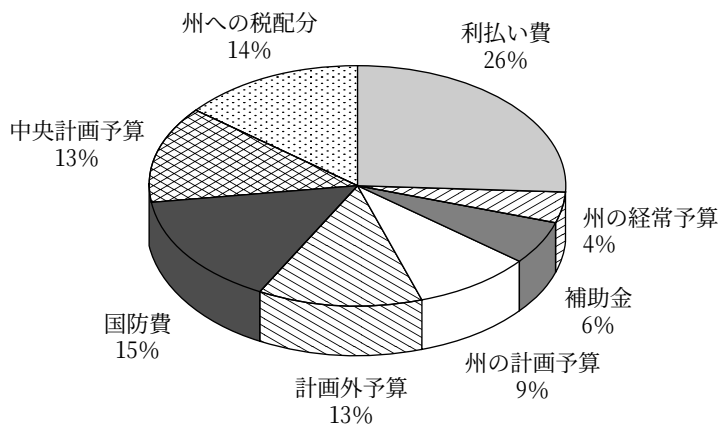


図 3 — 2 2000年度予算歳出の内訳



出典) GOI, Budget at a Glance 2000-2001.

1月から4月にかけてそれぞれのPLR、各種預金金利を0.5%から1.0%引き下げる決定を下した¹⁵⁾。

なお、2000年4月27日にはジャラン総裁より2000年度金融政策（RBI（2000））が発表されたが、4月1日に別途政策を発表済みであったこともあり、そこでは目玉となるような政策的アナウンスメントは行われなかった。しかしながら、第二次ナラシムハム委員会報告（GOI（1998））の提言に基づき暫定流動性調整ファシリティ（ILAF：Interim Liquidity Adjustment Facility）から本格的なLAFへの移行を決定した点は、RBIの流動性調整機能を強化するための政策として注目すべきであろう¹⁶⁾。

③ 貿易政策：新輸出入政策の発表

2000年3月31日、マラン（Murasoli Malan）商工大臣は2000年度新輸出入政策（GOI（2000b））を発表した。新政策は、中国をモデルとした経済特別区（SEZ：Special Economic Zone）制度の創設、WTO紛争解決メカニズム下の合意に基づきまず714品目の輸入数量制限を撤廃すること、輸出促進資本財（EPCG：Export Promotion Capital Goods）制度における資本財輸入関税率の一本化（これまでの0%、10%の二本立てから5%へ統一）という3点を中心に、輸出志向型成長戦略への転換の礎との位置付けで発表されたものである。しかしながら、輸入数量制限撤廃は既にWTO合意により確定していた内容の実行に過ぎず、SEZの導入についても、これまでの輸出加工区（EPZ：Export Processing Zone）制度からの具体的な進歩が明らかではない。EPCG関税の一本化についても、これまで免税の恩恵を受けていた中小企業にとっては打撃となりかねないという指摘も上

15) 2000年1月18日、4月5日付インド経済紙各紙参照。

16) LAFへの移行が、RBIのマネーサプライ管理機能にどのようなプラスの効果をもたらすと期待されるかについては、Bhusnurmath（2000）、EPW Research Foundation（2000）を参照されたい。

がる等¹⁷⁾、その政策的有効性について疑問を呈する向きも少なくない。

(4) 海外直接投資 (FDI : Foreign Direct Investments) 流入促進政策

マハジャン (Pramod Mahajan) 議会問題大臣は、2000年2月1日、FDI認可に関する規制緩和を行うとするインド政府決定を発表した。今回の規制緩和策における最大のポイントは、これまでのRBI経由の自動認可投資分野をポジティブ・リストによって定める制度から、今後は新たな投資分野ネガティブ・リスト以外には原則自動認可という制度へ変更した点である。インド商工省発行の新FDI政策マニュアル (GOI (2000b)) によれば、新たなネガティブ・リストは、(イ)産業ライセンス取得を必要とする分野 (酒類、たばこ、工業爆発物、製薬、危険化学品、防衛関連の航空機・電子機器)、(ロ)小規模工業への24%を越える出資、(ハ)すでにインドに合弁企業、タイアップ関係会社を持つ外国企業が同業種において新たに合弁企業設立、あるいは100%出資の形でFDIを行う場合、(ニ)既存のインド企業の株式を外国人、非居住インド人 (NRI)、海外企業が取得する場合、(ホ)既存のFDI政策の範囲に含まれない分野、(ヘ)投資上限規制が設定されている分野でその上限を超える場合である。

政府は、上記の投資分野ネガティブ・リストを今後さらに絞り込む方針としているが、上記のリストのままでは、結局規制緩和前の規制範囲と実質的には大差ないものになってしまう点には留意が必要である¹⁸⁾。

17) 例えば、2000年4月1日付インド経済紙各紙に掲載されたインド輸出産業連盟のコメントを参照されたい。

18) もちろん、それに実質的な意味がなかったとしても、ポジティブ・リスト規制からネガティブ・リスト規制への移行というアナウンスメント自体が、投資家の心理に好影響をもたらすという点は多少なりとも期待できるであろう。

(5) 資本自由化政策：対外商業借り入れ、証券ユーロ発行（GDR/ADR：Global Depository Receipt/American Depository Receipt）の規制緩和

資本自由化に関わる動きとしては、2000年に入って、対外商業借り入れ、GDR・ADR発行の面での政策変更が相次いで発表された点が重要である。

インド大蔵省は、2000年2月9日、対外商業借り入れ規制を大幅に緩和する政策を発表した¹⁹⁾。発表された公式発表の主な内容は、(イ)インフラ投資を行う持株会社、投資家については、対外借り入れ金額上限を5000万米ドルから2億米ドルに引き上げる、(ロ)全てのインフラプロジェクトについて総費用の50%までの対外借り入れを認める、(ハ)100%輸出志向型企业については、プロジェクトコストの60%までの対外借り入れを認める、(ニ)借り入れ資金の用途については、不動産及び証券への投資を除き原則自由とする、(ホ)返済原資が輸出入用外貨預金である場合には、借入残高全額の期限前返済を認める、等である。

2000年1月19日には、インド大蔵省より、インド企業のGDR・ADR増資について、これまでの事前認可制から事後報告制に切り替えることが発表された²⁰⁾。これにより、GDR・ADR増資を行うインド企業は、インド証券取引委員会（SEBI：Securities and Exchange Board of India）に登録のあるマーチャント・バンカーを通じて株式発行し、発行から30日以内にインド大蔵省及びRBIの為替管理局に事後報告を行えばよいことになった。また、ソフトウェア・情報技術（IT：Information Technology）関連会社の従業員ストック・オプションとしてのGDR・ADR発行についても事前認可が不要となった。しかしながら、社債・転換社債等のGDR・ADR起債には依然事前認可が必要であり、FDI規制により外資上限規制の設けられたセクターについては、増資後もなおその外資上限を上回らないことがGDR・ADR増資の条件とされている。

19) 2000年2月10日付インド経済紙各紙参照。

20) 2000年1月19日付インド経済紙各紙参照。

⑥ 国会における経済関連法案の審議状況²¹⁾

① 1999年冬季国会における経済関連法案審議

1999年のインド冬季国会では、11月26日から12月23日までという約4週間の会期中に12本もの経済関連法案が審議され、ヴァジパイ政権の経済政策優先の意志が強く反映された内容となった。審議された12法案のうち6法案は上下院両院を通過し、残り6法案については2000年2月末に開始される予算国会にて継続審議されることとなった（資料2）。

会期前半において審議の動向が注目されたのは、外資を含む民間会社への保険業の開放を盛り込んだ保険業規制開発委員会（IRDA：Insurance Development and Regulatory Authority）法案の審議の行方であった。同法案は、1993年に当時のインド国民会議派政権が検討委員会を設置して以来6年越しの懸案となっていたものであり、国内最大級の国営企業であるインド生命保険公社（LIC：Life Insurance Corporation of India）、インド一般保険公社（GIC：General Insurance Corporation of India）が支配する市場を開放することによってヴァジパイ政権の第二世代改革へのコミットメントの強さを示すことができるか、国内外の投資家の注目を集めていた。結果的には、最大野党であるインド国民会議派が自らの歴史的経緯を踏まえて原則賛成の姿勢を採ったこと等から、12月2日下院通過、12月8日には上院を通過して順調に可決された。会期前半には、その他にも証券契約規制法改正案（別名デリバティブ法案）、外国為替管理法案、鉱山・鉱物法案が上下院を通過した。

会期の後半の争点は、12月12日より本格的に始まったWTOの知的所有権に関する協定（TRIPS：Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）関連7法案の審議であった。TRIPS協定上、インドは国内法制を2000年1月1日までに整備することが求められており、7法案はこれに対処する

21) 国会における経済関連法案の審議状況については、インド経済紙各紙からの情報及びインド上下院発行の公式リリースを参考にした。

ために上程されたものである。結果として、このうち商標法改正案、著作権法改正案、地理的表示法案の3法案が両院を通過、植物品種及び農民権利保護法案、特許法改正案の2法案については両院合同特別委員会が設置され、意匠法改正案と半導体集積回路レイアウトデザイン法案はそれぞれ下院、上院の審議中にて会期終了し予算国会へ持ち越されることとなった。

ロ 2000年予算国会における経済関連法案審議

上記の通り、多くの重要経済関連法案の審議が2000年予算国会（2000年2月23日より中断を挟んで5月17日まで）に持ち越されることとなったが、予算国会当初は、グジャラート州政府職員の民族奉仕団（RSS：Rashtriya Swayamsevak Sangh）参加解禁を巡る問題、ビハール州首相指名を巡る問題等によって国会審議が再三中断され、経済関連法案審議の進展状況は極めて遅々としたものであった。このような状況を形容し、シンハ蔵相が「経済改革に関する限り、その政治的コンセンサスは政党政治の犠牲となっており、これこそが危機の元凶である」²²⁾と発言する等、冬季国会時のモメンタムが失われた感は否定できない。

予算国会にて審議された経済関連法案の中で重要なものは10法案、そのうち情報技術（IT）法案、インド電気通信規制委員会（TRAI：Telecommunication Regulatory Authority of India）法改正案及び債権回収法廷法改正案、小規模産業開発銀行（SIDBI：Small Industries Development Bank of India）法改正案、意匠法改正案の5案が上下両院を通過し、成立した（資料2）。

最も注目を集めたIT法案は、不正アクセス、コンピューター犯罪の定義及びその罰則を定め、電子的記録を法廷における証拠として認める等、今やインド最大の成長産業であるIT産業を取り巻く法環境を整備することを目的としたものである。同法案は、会期の最後の3日間で素早く両院にて可決され、マハジャンIT大臣（議会問題大臣と兼務）の「予算国会において最優先で通過を目指す」という公約が遵守された形となった。

22) 2000年4月25日付インド経済紙各紙参照。

今回の予算国会における提出が見送られた法案のうち、重要なものの一つは電力法案である。同法案は、国立応用経済研究所（NCAER：National Council of Applied Economic Research）がその原案を作成し、各州の電力庁の公社化、電力補助金の廃止と単一料金への移行等の改革策を含む内容となっている。しかしながら、2月26日に行われた全州電力大臣会合の際、多くの州大臣が「この原案を作成した人々は電力部門の専門知識に欠けている」と同原案を批判し、検討そのものが振り出しに戻された²³⁾という経緯があり、法案提出までの道程は決して平坦ではないと見られる。

4. インド経済改革政策を巡る論争：ナイヤールの議論を中心に

前節において、インドの第二世代改革が、ミクロレベルの経済構造改革を中心とした政策ミックスとなっていることが確認された。そのような方向性は、現在の第三次ヴァジパイ政権が、インド国民会議派を中心とする野党との政治的コンセンサスを保ちつつ、1991年経済自由化からの流れの中で形成しているものであるという点も、サーベイの結果として明らかになった。しかしながら、それらの政策は、現在のインド経済が直面している中長期的課題に対処するものとしてどの程度有効であると言えるであろうか。それを検証するための準備として、まず、インドの代表的経済学者であり経済自由化論争において強力な影響力を持つ論客

23) 2000年4月23日付インド新聞報道（Business Standard, p. 3）参照。

24) ナイヤールは、サセックス大学教授、インド商業省首席経済顧問、インド大蔵省首席経済顧問兼常任次官、インド国立ジャワハルラル・ネルー大学教授を歴任した後、2000年5月よりデリー大学副学長を務めている（インドの主要国立大学の学長は名誉職として大統領が就くため、副学長が実質的な学長である）。なお、ナイヤール氏には、本論文執筆にあたり、数度に渡るインタビューを通じて彼の経済改革に対する見解についてご教示いただいた。

の一人であるナイヤール²⁴⁾の議論(Nayyar (1993) (1996) (1998)、Bhaduri and Nayyar (1996))を紹介することにしよう。

ナイヤールは、1991年経済自由化政策の成果と残された課題について、「マクロ経済安定化政策」、「構造改革政策」、「より広いコンテキスト」の3つに分けて分析している。彼の主張を要すれば以下の通りである。

- ① マクロ経済安定化政策のうち、財政改革について：インド政府の財政調整政策の質は、特にそれを中長期的な視点から見た場合、満足できるレベルには程遠いものである。第一に、本当の財政再建のためには、財政経常赤字 (revenue deficit) の削減が必要であるのに、それはむしろ肥大の傾向にある。したがって、現在の調整政策は持続可能な解決策となっていない。第二に、財政赤字削減が資本支出の削減によって達成されることが続く限り、それは中長期的な経済成長の阻害要因となる可能性が高い。第三に、私は、公平性の原則から、財政赤字削減はまず何よりも富裕層、非貧困層に対する直接税の賦課によって実行されるべきであると信じるが、実際には、貧困削減プログラムへの公的支出が削減される等、その負担が不公平な形で課されている。
- ② マクロ経済安定化政策のうち、インフレーション、為替レート、国際収支の調整政策について：大幅な為替レート切り下げは、短期的には、コストプッシュとマークアップを通じたインフレーション圧力、交易条件の悪化を通じた総供給収縮をもたらす可能性がある。実際、1991、1992年度に見られたインフレーションと総供給収縮は、為替レート切り下げの副作用であった可能性が高い。また、国際収支の改善については、結局それを賄っているのはポートフォリオ投資であり、そのような投資は、為替レート切り下げ予測等によって投資家の信頼 (investors' confidence) が揺らぐことがあれば、すぐに逃げ出してしまう性質のものである。このように、為替レート管理と、政策目標としてのインフレーション抑制及び国際収支改善は相互に複雑なトレードオフに面しており、インド政府がそれをうまく管理しているとはい

難い。

- ③ 構造改革のうち、産業規制緩和について：産業規制緩和は、必ずしも競争を促進するとは限らず、むしろレント・シーキング的な活動を促進するだけに終わるかも知れない。最近のインドの産業情勢は、規制緩和によってむしろ買収、合併による企業体の大型化が進んでいる。
- ④ 構造改革のうち、貿易自由化について：数量制限撤廃、関税引き下げ、為替レート引き下げ等の一連の政策は、そのようなインセンティブの適正化に反応して生産要素が自由に移動すること、国際競争のもとに国内産業の効率性が向上することが前提となる場合には正当化されるであろうが、今のインドにおいて生産要素の流動性が確保されているか否かについては非常に疑わしい。にもかかわらずそれらが実行された場合、いくつかの部門（特に資本財部門）における生産減と失業が生まれる可能性がある。
- ⑤ 構造改革のうち、公企業部門改革について：公企業改革の基本方針はその資産売却、もしくは閉鎖となっているが、それは調整でも改革でもない。そこには効率性や生産性についての問題を検証するためのシステマチックな計画がない。
- ⑥ 構造改革のうち、金融規制緩和について：金融部門改革は、銀行部門が規制過剰、資本市場が規制過小であるとの前提に立つものであるが、この認識は総じて正しい。しかしながら、これまでの改革は規制緩和の方ばかりに向けられ、制度的、法的枠組みの構築等が遅れている。このようなミスマッチは新たなリスクを生み出すであろう。
- ⑦ 経済自由化とは、価格とインセンティブを適正化し個人、家計、企業の決定の自由度を高めることであり、それは政府の役割の縮小を意味する。しかしながら、過去の東アジア諸国の開発経験から、工業化の過程において、ルールに基づく市場のコーディネーション等の形で政府の介入が必要であることは明らかである。にもかかわらず、インドにおいては、自由化・規制緩和の議論が先行するあまり、政府の役割の再定義についてはほとんど議論が

なされていない。

以上のように、ナイヤールは、改革政策の持続可能性、改革のためのコスト負担の公平性、戦略的な政府の役割論の必要性という観点から、きわめて説得的かつ包括的なインド経済改革の検証を行っている。それは、経済改革の必要性和重要性を認識しつつも、ナイーブな自由化、規制緩和についての懐疑心を隠さぬものである。まさにインドを代表する「中道左派 (left-of-centre ideological orientation)」²⁵⁾ 経済学者の面目躍如、といったところである。

1991年以降のインド経済改革の成果については、ナイヤールの他にも多くの論客の間で論争的となっている。アウルワリア、リトル、ジョシ、クマールらは、各論レベルでの評価には相違が見られるものの、インド経済改革政策に対して「総論としてはポジティブな成果が認められる」という立場をとっている (Joshi and Little (1996)、Ahluwalia and Little (1998)、Kumar (2000))。他方、パटनाイク、チャンドラシェカル、ゴーシュといったマルクス主義系の論客は、インドの経済改革は世界銀行・IMFを始めとする国際的自由主義ロビイストによる「静かなるクーデター」であり、貧困層の生活水準をさらに低いものにせしめている、というかなりラディカルな批判を展開している (Patnaik (1994)、Patnaik and Chandrasekhar (1995)、Ghosh (1997))。ナイヤール、ナガラジといった論客は、これらの中間に位置していると言って良いかも知れない。しかしながら、注目すべきは、これほど見解が分岐している論客の間にも、1991年以降の公共投資、特にインフラ投資の停滞がインドの経済成長のボトルネックとなりつつあるということにはかなり広いコンセンサスが存在しているという点である²⁶⁾。公共

25) ナイヤールのデリー大学副学長就任を報じる2000年5月12日付インド新聞各紙を参照されたい。筆者も、個人的な交流の中から、ナイヤール氏の思想について同様の印象を持っている。

26) インド経済改革後の公共投資の停滞について触れた最近の文献としては、Nagaraj (2000)、Chandrasekhar (2000)、Kumar (2000) を参照されたい。

投資の落ち込みが経済成長、特に工業部門のパフォーマンスにどの程度影響を及ぼしたかについては、かの有名な1970年代の「インド工業停滞論争」²⁷⁾においても大きな争点となった部分であり、それが約20年後に新しいコンテキストの中で復活しているという点は、極めて興味深いものであると言えよう。

おわりに

ここまでのサーベイと、ナイヤールらの議論を踏まえ、第三次ヴァジパイ政権の第二世代改革の課題について、中長期的な視点から筆者のコメントをまとめよう。これらのコメントの中には、実証的な裏付けが確固としていないものも含まれており、その部分は今後の研究においてさらに精査されるべきである。しかしながら、本論文の検証結果を試論としてここに提示することにも意義はあろう。

第一に、1991年経済自由化政策においても適切に対応することのできなかった財政再建の問題についてである。この問題が喫緊の課題として取り組まねばならないものであるという点については、経済改革路線への賛否を問わず、政策立案者、学者等の間で広いコンセンサスが存在していると考えてよいであろう。現在のインドの財政状況は、財政赤字の肥大がさらなる利払い費の増大を招くという悪循環に陥りつつあり、このような状況を一刻も放置する余裕はないはずである。しかしながら、もし財政再建が資本支出の削減によって進められるのであれば、それが公共投資の停滞を通じて、短期的には需要面から、長期的には供給の面から経済成長の制約要因となる可能性がある。特に、インフラ投資については、民間資金を活用することは有益であるがそれのみで需給ギャップを埋めることは現

27) インドの「工業停滞論争」については、Raj (1976)、Srinivasan and Narayana (1977)、Vaidyanathan (1977)、Shetty (1978)、Nayyar (1978) 等の有名文献を参照されたい。また、Nayyar (1994) には、これらの文献がすべて再収録されている。同論争は、絵所 (1991、第2章)、小島 (1993、第4章) によって日本でも紹介されている。

実的ではなく、公共投資の役割はいまだ重要である。したがって、財政再建について議論する際、財政赤字削減が第一義的にターゲットとされる点についてはナイヤールやナガラジが指摘する通り見直しの余地があり、それよりもむしろ、税収増と経常支出削減を直接反映する財政経常赤字削減のチェックこそが重要であると考えられよう。

第二に、マクロ政策のうち、金融政策、為替レート政策と対外バランス管理の関連性についての議論のプライオリティは、1990—91年の債務危機、1997—98年のアジア通貨危機を乗り切った自信もあってか、第二世代改革においてはあまり高いとは言えない。しかしながら、ナイヤールらが指摘する通り、インドの対外バランスは短期的に問題が表面化していないだけであって、中長期的な課題に処方方が施されたわけではない。具体的には、実質的なドルペッグ政策、資本自由化の是非については、中長期的な視点から見てきわめて重要な課題である。これまでの「危機が顕在化してから改革に着手する」という伝統から「危機が表面化しない中で中長期的な課題に取り組む」という姿勢へ、政策立案者のマインドセットの改革が求められるところである²⁸⁾。

ミクロレベルの構造改革については、どうしても規制緩和が議論の中心になりがちであるが、ナイヤールらが指摘する通り、政府の役割の再定義も欠かすことのできない論点である。インド経済における政府の役割は、大まかに言って、市場の規制・統制者としての機能と、公企業の所有・経営を通じて直接生産活動を行うという機能とに分けられるが、その両方について新しい戦略的役割を再定義する必要がある。例えば、一連の産業規制緩和は逆に寡占化、独占化を招くことも考えられ、政府は、市場の統制者として公正な競争を促進するための制度的・法的枠組みを整備するという重要な役割を担うことが求められる。現在検討されているMRTPAによる産業規制から競争法による規制への移行問題は、そのようなコンテキストから見て非常に重要な課題である。金融部門についても、規

28) Nayyar (1996)、佐藤 (2000b) の中でも同様の指摘がなされている。

制緩和によるリスク増大に対処するため、金融システム全体のセーフガード機能を整えること（例えば健全性規制や預金保険制度のリストラクチャリング等）は政府の重要な役割の一つである。また、公企業の所有・経営にあたっては、その効率性・生産性についての包括的な検証を行った上で、個別の公企業にとってそれぞれ中長期的に見て何が「戦略的な」施策なのか、充分に見極められる必要があろう²⁹⁾。ジャランRBI総裁は、10年前の著書の中で「将来のための重要な問いは、政府の介入の『質』に関するものである」³⁰⁾と訴えたが、政策立案者は、それが現在でも課題として残ったままであることを直視せねばなるまい。

最後に、市場原理の導入を前提とした構造改革は、長期的には経済全体の効率性を向上させることが期待される反面、少なくとも短期的には失業、賃金切り下げ、交易条件の悪化といった現象とともに特に貧困層の実質所得に悪影響を及ぼしそれらの社会的不満を増大させるという面もあるということが指摘されており、インドのように生産要素の移動性が相対的に低い経済においては特に短期的な問題が表面化しやすいと考えられる。そのような社会的不満は、民主主義でかつ各政党の支持階層がかなり明確に分かれているインドにおいては、政治的なロビー活動を通じて経済改革路線に対するコンセンサスを脅かす要因につながりやすい³¹⁾。したがって、経済改革路線に対する政治的フィージビリティの確保という

29) 公企業株式売却の「戦略性」について、「当該公企業の期待収益流列の割引現在価値が株式売却時価総額を下回る場合、株式売却はその時点で戦略的とはいえない」とするパटनाイクの議論は説得的である（Patnaik (2000)）。

30) Jalan (2000), p. 90. なお、政府の介入の質と経済成長の関連性を扱った文献の代表的なものとして、Lall (1990)、World Bank (1993) を挙げておく。

31) 2000年度予算案に含まれた食糧・肥料補助金削減に対し、野党側のみならずデルグ・デサム党、トリナムル・ kongress 党といった与党内政党が反対運動を繰り返し、その措置の実施が危機に晒された事件は、インドにおける経済改革の政治経済学を端的に示すものである。インド経済改革の政治経済学については、Chhibber (1999, Chapter 8) のような政治学者による分析も示唆に富んでいる。

現実的な立場からも、改革のコスト負担の公正性という規範的な立場からも、貧困と所得分配の問題について細心の注意を向けそれを緩和するための政策を実行することは、インド政府にとって見逃すことのできないポイントであると考えられよう。

(永石は在インド大使館専門調査員)

(宮野は在インド大使館二等書記官)

資料— 1 第二世代改革の重要政策のポイント

(1) 2000年度予算案に盛り込まれた政策

- (イ) 法人所得税：1999年度に導入された10%の上乗せ課税は継続。輸出収入の100%控除制度を5年間で段階的に廃止する。株式配当金課税の源泉徴収率を旧来の10%から20%に引き上げる。
- (ロ) 個人所得税：年収15万ルピー以上の所得層に対する上乗せ課税を現行の10%から15%に引き上げ。ワン・バイ・シックス・スキームの強化。
- (ハ) 物 品 税：現行3種類（8%、16%、24%）の税率体系を16%に統一。但し、旧来24%税率の物品については8%の特別物品税を賦課。
- (ニ) 関 税：税率体系を、旧来の5種類（5%、15%、25%、35%、40%）から4種類に簡素化（5%、15%、25%、35%）。99年度予算において導入された上乗せ課税は継続。特別追加関税（一律4%）についても継続。2000年4月1日より輸入数量制限が廃止される714品目については、基本関税率を原則35%とする。
- (ホ) そ の 他：国債・公営企業（金融機関）債への投資原資として株式・不動産等の売却資金を充てる場合に、売却時点で発生するキャピタル・ゲインの免除扱いを原則廃止（インド農業・農村開発銀行、国有道路公社の発行する公債のみ例外）。銀行預金・銀行借入れにおける金利税（2%相当）の廃止。ファームハウスの農

業以外の所得の課税ネットへの取り込み。

(2) 2000年度予算修正案における主な変更点

- (イ) 経済特別区、輸出加工区、自由貿易区、ソフトウェア・テクノロジー・パーク、輸出志向企業の課税免除特権の段階的廃止期間を10年間に延長。
- (ロ) ヴェンチャー・キャピタル・ファンドの活動を促進するため、その利益が内部留保されるものであれ株主配当されるものであれ、法人所得税を完全に免税とする。
- (ハ) 薬品関連の調査開発会社については、10年間の免税特権を与える。また、薬品関連の調査開発国家基金（15億ルピー規模）を設立する。
- (ニ) 雇用者ストック・オプションについて、これまでの2時点課税（発行時と売却時）を改め、売却時のみにキャピタル・ゲイン課税を課すこととする。
- (ホ) 住宅ローンの利子支払い分についての所得税減免上限額を、7.5万ルピーから10万ルピーに引き上げ。
- (ヘ) 茶、コーヒー、鶏肉の輸入について、国内産業保護を目的として基本関税率を15%から35%に引き上げ。

(3) 1999年度下半期金融政策レビュー

- (イ) RBIの金融政策のスタンスは今年度初めに発表されたものと変わりはない。
すなわち、適度な流動性の確保、利子率を安定的に保ちつつその硬直性の構造的な要因を取り除く努力、金融市場の秩序を伴う発展と安定性の確立である。
- (ロ) 1999年度上半期のインド経済の流動性状況をモニターする限り、それは「変わりなく概ね緩和の方向性 (remained generally easy)」と言ってよいであろう。これは政府証券及び譲渡性預金 (CD: Certificate of Deposit) の利子率が緩やかに低下していることから確認されよう。
- (ハ) 低インフレ、金融緩和傾向という背景から、(中央銀行に対して) 銀行貸出金利の引き下げを求める声もあろうが、再度強調しておかねばならないのは、

今やプライム・レートの決定は完全に商業銀行の決定に委ねられているのであり、中央銀行によって決められているのではないということである。インド商業銀行には、不良債権問題、契約済みの長期預金金利が高い金利で固定されていること、CRRの高止まり等、すぐには貸出金利を引き下げにくい構造的な理由があることも事実として認識されるべきである。

- (ニ) 低インフレという背景をもとに、インド銀行に課されている現金準備比率（CRR）を現行の10%から2段階に分けて9%まで引き下げる。また、非居住インド人（NRI：Non-Resident Indian）預金向けの10%のCRRを廃止する。前者により約700億ルピー、後者により約106億ルピー、合わせて約806億ルピーの新規資金が、銀行部門からインド経済に注入されることになる。
- (ホ) 金融システムの安定性を確保するため金融機関に健全性規制を課すことは重要な施策である。そのため、今まで政府証券投資にのみ適用されていた2.5%の市場価格変動リスクをすべての投資商品に適用すること（2000年3月末日より有効）、1つの融資先への融資限度額を現行の銀行自己資本の25%から20%に引き下げること（2001年10月末日を期限とする）を各銀行に義務付けることとする。
- (ヘ) 短期の資本流出入を防ぐため、NRI預金の最短満期を、現行の6ヶ月から1年に変更する。
- (ト) 大都市及び都市部における住宅ローンについて、優先部門貸付としての認定される上限額を現行の50万ルピーから100万ルピーに変更する。また、住宅ローンを実施している金融機関に対する貸付、国民住宅銀行及び住宅都市開発公社の公債への投資はすべて優先部門貸付として見なされることとする。

(3) RBI2000年度金融政策

- (イ) 2000年度の金融政策の目的は、インフレーション圧力の発生を回避しつつ、経済成長のために必要な信用供給を行うことである。当面は引き続き金融緩和政策を維持するが、インフレ制圧という目的を達成するためには、RBIは公開

市場操作、CRR操作等を積極的に活用していく準備がある。

- (ロ) 第二次ナラシムハム委員会報告の提言に基づき、現先市場及び買い戻し条約付現先市場を通じたLAFを導入する。これは、99年4月より実施されているILAFに取って代わる措置である。この移行は3段階に分けて実施され、2000年末には電子決済による現先オペレーション制度が導入され、LAFへ完全に移行することとなる。
- (ハ) 指定銀行のキャッシュ・フロー最適保有戦略により自由度を与えるため、CRRバランス最低基準を現行の85%から65%に引き下げる。
- (ニ) 1999年保険業規制開発委員会法の成立により、銀行の保険業参入が可能となったが、その参入条件は、50億ルピーの純価値、適当な自己資本比率と収益性等を備えていることである。合併会社における銀行側の出資比率上限は原則50%であるが、将来的に50%まで出資比率を引き下げることを条件に、特殊なケースにおいては設立時の銀行側マジョリティー所有を認めることとする。
- (ホ) 現在のところ、銀行はプロジェクト融資の場合にのみ固定貸出金利の採用を認められているが、この規制を廃止し、全ての融資について固定金利・変動金利の選択ができることとする。
- (ヘ) 非在留企業預金については、固定金利、変動金利の採用を銀行側が自由に決定できることとする。また、金利幅については、非在留企業預金はその額に合わせて銀行側が自由に金利を調整できることとし、非在留者外貨預金についてはその上限金利を超えない範囲で調整可能とする。
- (ト) 持ち株会社による銀行グループ支配の場合、国際基準に従い、関連会社を含む連結貸借対照表による自己資本管理を行う規制形態への移行が望ましい。該当するグループは、まず各自で連結貸借対照表を作成し、一定の期間を経て連結貸借対照表においても健全性基準をクリアせねばならないこととする。
- (チ) 銀行から非銀行金融機関への農業支援ツー・ステップ・ローンについては、それを優先部門貸出として認めることとする。小規模産業部門に対する無担保貸付の上限額を10万ルピーから50万ルピーへ引き上げる。

(3) 2000年度新輸出入政策

- (イ) 中国のモデルを参考にした経済特別区（SEZ）を創設し、その中での輸出入向け100%外資会社設立を認める。SEZ内企業には、資本財・原材料の輸入関税免除、印国内調達についての物品税免除等の特権を賦与する。労働関係法規については、SEZ内であってもインドの現存のものが適用されることとする。最初のSEZを、グジャラート州ピパヴァヴ地区、タミル・ナドゥ州ツチコルン地区の2地区に創設し、現存する4つの輸出加工区（ムンバイ、カンドラ、ヴィジャカパトナム、コーチン）については、今後はSEZ扱いとする。
- (ロ) インドのWTOにおけるコミットメントに基づき、現在輸入数量制限が課されている品目のうち714品目について制限を撤廃する。そのうち481品目については、これまで特別輸入ライセンス（SIL：Special Import License）必要品目とされていたものである。これによりSIL必要品目は204品目に削減されたが、それらの品目についても2001年3月31日までに輸入制限を撤廃することとする。あと1年制限が留保される品目は、小麦、米、たばこ、酒類、自動車、テレビ、繊維品等の「微妙な品目（sensitive items）」である。
- (ハ) 輸出促進資本財（EPCG）制度については、その輸入関税を、これまでの免税（0%）と10%の二本立てから5%に一本化する。輸出義務については、CIF価格の5倍の製品輸出額を達成することとし、その期間を8年間に延長する。また、使用年数10年以下の中古資本財の輸入については、ライセンス不要のものとする。
- (ニ) 見なし輸出益（deemed export benefit）政策については、その対象として新たに石炭、炭化水素、民間航空、電力プラントの改修、10億ルピー以上の投資を伴うインフラ部門等を含めることとする。また、国連等の資金によるプロジェクトへの売上についても、見なし輸出益と認めることとする。
- (ホ) 経済特別区政策実施のために必要な資金として、州政府への25億ルピーの追加支出を承認し、来年度からはさらにそれを増額する予定。

資料― 2 重要法案のポイント

(1) 保険業規制開発委員会法案 (Insurance Regulatory and Development Authority Bill)

(イ) 審議過程：1999年11月29日下院提出、12月2日下院通過、12月8日上院通過（成立）。

(ロ) 内 容：保険業規制開発委員会（IRDA）という法律上の監督機関を設立する。これまでインド総合保険公社（GIC）、インド生命保険公社（LIC）の2社に賦与されていた独占的特権を見直し、印民間企業の保険業参入を認める。保険会社プロモーターは、株式を一般投資家へ売却しその株式所有比率を当初の74%から10年間の間に26%まで引き下げる。最大26%までの外資参加を認める。なお、(a)IRDAは、新規参入を希望する業者に保険業の免許を賦与する際、健康保険に携わる業者に対して優先的に免許を与えること、(b)収受保険料の運用については、社会セクター及びインフラセクターへ重点的に投資すること、(a)保険会社は、農村地域、インフォーマルセクター、後進階層に対して注意を払ってサービスを行うこと、という諸点が法案審議過程においてインド国民会議派の要求により追加された。

(2) 証券契約規制法改正案（デリバティブ法案、Securities Contract Regulation Amend Bill）

(イ) 審議過程：1999年11月29日下院提出、11月30日下院通過、12月1日上院通過（成立）。

(ロ) 内 容：インデックス・ベース取引やオプション等のデリバティブ（金融派生商品）を取引可能な証券と認め、その取引をインド証券取引所委員会（SEBI）の監視の下に置く。

(3) 外国為替管理法案 (Foreign Exchange Management Bill)

- (イ) 審議過程：1999年11月29日下院提出、11月29日下院通過、12月8日上院通過（成立）。
- (ロ) 内 容：1973年外国為替規制法案（FERA）を全面改定し、インド産業にとってより好ましい外国為替管理を可能にするためのもの。NRIの再定義。

(4) マネーロンダリング防止法案 (Money Laundering Prevention Bill)

- (イ) 審議過程：1999年11月29日下院提出、11月29日下院通過、12月8日上院委員会設置（継続審議）。
- (ロ) 内 容：外国為替管理法案とセットとなって、麻薬密輸等の不正取引による資金環流を取り締まるもの。マネーロンダリングの定義。マネーロンダリングに関わった人物の財産差し押さえ、没収についての規定の明確化。

(5) 商標法改正案 (Trade Marks Bill)

- (イ) 審議過程：1999年12月13日上院提出、12月16日上院通過、12月22日下院通過（成立）。
- (ロ) 内 容：サービスの商標に保護を与える。不服審査や修正願いは現在高等裁判所にかけているが、処理の迅速化のために知的所有権上級評議会を設置する。商標の商業上の目的での使用を禁じ、証明の登録に関する最終権限を中央政府から管理官へ移転。商標の登録維持を2つの異なる法的権利に分けていたシステムを放棄し、単一の管理官の下、簡素化された手続きで処理する。

(6) 意匠法改正案 (Designs Bill)

- (イ) 審議過程：1999年12月13日上院提出、12月20日上院通過。その後予算国会にて下院審議、5月15日上院から下院へ返却され、その後下院を通

過（成立）。

- (ロ) 内 容：1911年法を廃止し、それにかわるもの。インド方式に変わり、国際分類システムを導入する。コンピューター・デザインの登録・維持を規定。当初登録期間の5年から10年への延長。2年間の秘密期間を廃止。権利移転に関する全ての文書の登録を義務付け。

(7) 著作権法改正案 (Copyrights Amend Bill)

- (イ) 審議過程：1999年12月15日上院提出、12月17日上院通過、12月22日下院通過（成立）。
- (ロ) 内 容：演者の権利保護を25年から50年に延長し、インドの放送組織・演者が他のTRIPS協定参加国において保護を受けられるようにする。

(8) 地理的表示法案 (Geographical Indication of Goods Bill)

- (イ) 審議過程：1999年12月15日上院提出、12月16日上院通過、12月22日下院通過（成立）。
- (ロ) 内 容：特許、意匠、商標を司る管理官を設け、地理的表示に関する管理役として機能させる。

(9) 植物品種及び農民権利保護法案 (Plant Varieties and Farmer's Right Bill)

- (イ) 審議過程：1999年12月14日下院提出、12月21日両院委員会審議設置。ニティシュ・クマール農業大臣（当時）が法案を下院提出。21日に設置された両院合同委員会で審査。その後予算国会にて再び下院提出（継続審議）。
- (ロ) 内 容：植物品種を特許対象から除外し、特別の制度（sui generis system）にて保護する。栽培者の権利保護。植物品種及び農民権利保護当局を設立。

10 特許法改正案 (Patents Second Amend Bill)

- (イ) 審議過程：1999年12月21日両院委員会審議設置。予算国会中、下院特別委員会にて審議（継続審議）。
- (ロ) 内 容：発明の定義見直し。特許保護期間の10年から20年への延長。

11 半導体集積回路レイアウトデザイン法案 (Semi-Conductor Integrated Circuits Layout Designs Bill)

- (イ) 審議過程：1999年12月15日閣議承認、12月21日上院審議。2000年5月15日上院通過（継続審議）。
- (ロ) 内 容：コンピューターチップのレイアウトデザインに対する知的所有権の保護。

12 情報技術法案（別名サイバー法案、IT Bill）

- (イ) 審議過程：1999年11月4日閣議承認、12月16日下院提出、12月21日両院委員会設置。2000年5月15日下院再提出、5月16日下院通過、5月17日上院通過（成立）。
- (ロ) 内 容：デジタル署名について、法的効力を与える。承認機関（CA）の設立及びその機能。不正アクセス、なりすまし等コンピューター犯罪の定義及びその罰則。電子的記録を法廷における証拠として認める。

13 会社法改正案 (Company Amend Bill)

- (イ) 審議過程：1999年12月15日閣議承認。2000年5月17日下院提出（継続審議）。
- (ロ) 内 容：株式発行（IPO）時の募集総額が1億ルピー以上となるよう義務付ける。株式応募者が50人以上の場合を公募（public offering）と見なす。見なし会社（deemed company）に関する規定の削除。払込資本の下限を非公開会社は10万ルピー、公開会社は50万ル

ピーとする。満期を過ぎた少額預金の払い戻しが60日遅延した場合、その会社は会社法委員会への報告が義務付けられることとする。

14 エネルギー保全法案 (Energy Conservation Bill)

- (イ) 審議過程：2000年2月24日下院提出、2月26日両院委員会設置（継続審議）。
- (ロ) 内 容：州・中央政府に法的権限を与え、エネルギー効率的な手段の採用、エネルギー効率性監査を関係機関に義務として実行させることを目的とする。

15 小規模産業開発銀行法改正案 (Small Industries Development Bank Amend Bill)

- (イ) 審議過程：1999年冬季国会にて下院通過。2000年予算国会にて上院通過（成立）。
- (ロ) 内 容：SIDBIのインド工業開発銀行（IDBI）による100%所有を解消し、SIDBIの独立性を強化。

16 インド電気通信規制委員会法改正案 (Telecommunication Regulatory Authority of India Amend Bill)

- (イ) 審議過程：2000年2月28日下院提出、3月13日下院通過、3月16日上院通過（成立）。
- (ロ) 内 容：TRAIの機能を2つに分け、1つには電気通信業関係の紛争調停機能、もう1つには右事業内における規制・提言機能とすることを明文化。

17 債権回収法廷法改正案 (Debt Recovery Tribunal Amend Bill)

- (イ) 審議過程：2000年3月13日下院通過、3月16日上院通過（成立）。

- (ロ) 内 容：ある回収法廷から他の法廷への回収証券（recovery certificates）の移転、各法廷に対する最終判決に従い回収額を調整した回収証券を発行する権限の賦与等。これらの新措置によって不良債権回収が促進されることを期待するもの。

18 労働組合法改正案（Trade Union Amend Bill）

- (イ) 審議過程：2000年4月28日上院提出（継続審議）。インド国民会議派が予想に反して賛成に回るという動きもあり、早期可決の可能性も指摘されたが、結局予算国会中の通過はならず。
- (ロ) 内 容：労働組合としての登録基準を、大組織については「加盟者が100人以上、もしくは全職員の10%以上」、小組織については「7人以上」とする。年次総会による選挙と会計監査の法的義務付け。部外者の事務所員としての採用は、5人もしくは全事務所員の三分の一の少ない方を越えない部分で認める。

19 電力法案（Power Bill）

- (イ) 審議過程：2000年2月26日に行われた全州電力大臣会合の際、法案原案について各州大臣が「この原案を作成した人々は電力部門の専門知識に欠けている」と批判。現在、原案内容を修正すべく中央・州政府、州電力庁等の間で調整中も、難航が予想される。
- (ロ) 内 容：1948年電力供給法、1910年インド電力法、1998年電力規制委員会法の内容を統合し、電力政策に関わる包括的な新法として立案される。国立応用経済研究所（NCAER）がその原案を作成。各州の電力庁の分割・公社化、電力補助金の廃止と単一料金への移行等の大胆な改革策を含む。

参考文献

絵所秀紀(1991)、『開発経済学—形成と展開—』法政大学出版局。

———(1992)、「インドの構造調整プログラム—若干の論点—」『経済志林』第60巻第1・2合併号。

———(1998)、「インド型金融システムの形成と構造」一橋大学経済研究所 ディスカッション・ペーパー (D97-14)。

———(1999)、「インドにおける金融改革と資本自由化—その特徴—」『経済志林』第67巻第1合併号。

小島眞(1993)、『現代インド経済分析—大国型工業発展の軌跡と課題—』勁草書房。

佐藤隆弘(1998a)、「インドのマクロ経済政策について」『商学論集』第33巻第1号。

———(1998b)、「『新興市場』と資本自由化—経済改革下のインドを事例として—」『証券経済研究』第15号。

———(2000a)、「構造調整計画下のインド経済—1991—2000年—」未公開論文。

———(2000b)、「インド：経済自由化以降のマクロマネジメント」絵所秀紀編『南アジア経済の構造と変動』文部省科学研究費・特定領域研究(A)研究成果報告書。

靄見誠良(1993)、「インドの金融制度改革」『基金調査季報』第79号。

永石信(1998)、「インドの金融改革—商業銀行部門を中心に—」『アジア経済』第39巻第10号。

———(2000)、「株式市場の発展と経済成長—インドの事例から—」絵所秀紀編『南アジア経済の構造と変動』。

二階堂有子(1999)、「金融規制のあり方—レントの使い道と金融自由化の順序：インドのケース—」法政大学科学研究科修士論文。

西口章雄(1992)、「インドの経済開発戦略と重工業化蓄積体制」『社会科学』第

48号。

Ahluwalia, I.J. and I.M.D. Little (ed.) (1998), *India 's Economic Reforms and Development: Essays for Manmohan Singh*, Oxford University Press.

Aiyar, V. Shankar (2000), ' Tripping on Tariff ', *India Today*, May 22.

Bhaduri, Amit and Deepak Nayyar (1996), *Intelligent Person 's Guide to Liberalization*, Penguin Books.

Bhusnurmath, Mythili (2000), ' A Second Best Alternative ', *The Economic Times*, May 1, p. 8.

Chandrasekhar, C.P. (2000), ' Economic Reform and the Budget ', *Economic and Political Weekly*, April 1-7.

Chhibber, Pradeep K. (1999), *Democracy without Associations: Transformation of the Party System and Social Cleavages in India*, Vistaar Publications.

Das, Anjaya, Jyoti Parikh and Kirit S. Parikh (1999), ' Power: The Critical Infrastructure ', in K.S. Parikh (1999).

EPW Research Foundation (2000), ' Towards a Full-Fledged Liquidity Adjustment Facility ', *Economic and Political Weekly*, May 13-19.

Ghosh, Jayati (1997), ' India 's Structural Adjustment: An Assessment in Comparative Asian Context ', *Economic and Political Weekly*, May 17-24.

———— (1998), ' Liberalization Debates 'in T.J. Byres (ed.), *The Indian Economy: Major Debates Since Independence*, Oxford University Press.

Government of India (1991a), *Statement on Industrial Policy*.

———— (1991b), *Statement on Trade Policy*.

———— (1991c), *Policy for Private Participation in Power Sector*.

———— (1991d), *Report of the Committee on Financial System*.

———— (1994), *National Telecom Policy*.

———— (1998), *Report of the Committee on Banking Sector Reforms*.

———— (2000a), *Export and Import Policy 1997-2002* (Revised Version),

March 31.

——— (2000b), *Manual on Industrial Policy and Procedures in India*, Secretariat for Industrial Assistance, February 2000.

Jalan, Bimal (1991), *India's Economic Crisis: The Way Ahead*, Oxford University Press.

——— (ed.) (1992), *The Indian Economy: Problems and Prospects*, Penguin Books.

Joshi, Vijay and I.M.D. Little (1994), *India: Macroeconomics and Political Economy, 1964-1991*, Oxford University Press.

——— (1996), *India's Economic Reforms 1991-2000*, Oxford University Press.

Kumar, Nagesh (2000), 'Economic Reforms and Their Macro-economic Impact', *Economic and Political Weekly*, March 4-10.

Lall, S. (1990), *Building Industrial Competitiveness in Developing Countries*, OECD.

Nagaraj, R. (1997), 'What Has Happened Since 1991? Assessment of India's Economic Reforms', *Economic and Political Weekly*, November 8-14.

——— (2000), 'Politics over Economics', *The Hindu*, March 15, p. 3.

National Democratic Alliance (1999), *Charter of Commitments and Our Achievements*.

Nayyar, Deepak (1978), 'Industrial Development in India: Some Reflections on Growth and Stagnation', *Economic and Political Weekly*, August.

——— (1993), *The Indian Economy at Crossroads: Illusions and Realities*, Frontier Lecture, Indian Institute of Science, Bangalore.

——— (1994), *Industrial Growth and Stagnation: The Debate in India*, Oxford University Press.

——— (1996), *Economic Liberalization in India: Analytics, Experiences and*

- Lessons*, R.C. Dutt Lectures on Political Economy, Orient Longman.
- (1998), *Macro-economic Reforms in India: Short-term Effects and Long-run Implications*, DSA Working Paper, Jawaharlal Nehru University.
- Parikh, Kirit S. (ed.) (1999), *India Development Report 1999-2000*, Oxford University Press.
- Parikh, Kirit S. and Ajay Shah (1999), ‘Second Generation Reforms’, in K.S. Parikh (1999).
- Patnaik, Prabhat (1994), ‘Investment and Growth in a ‘Liberalized’ Economy’, Gokhale Endowment Lectures, Department of Economics, University of Madras (reprinted in P. Patnaik (1995), *Whatever Happened to Imperialism and Other Essays*, Tulika).
- (2000), ‘On Some Common Macroeconomic Fallacies’, *Economic and Political Weekly*, April 8-14.
- Patnaik, Prabhat and C.P. Chandrasekhar (1995), ‘The Indian Economy under Structural Adjustment’, *Economic and Political Weekly*, November.
- Raj, K.N. (1976), ‘Growth and Stagnation in Indian Industrial Development’, *Economic and Political Weekly*, February.
- Rakshit, Mihir (1991), ‘The Macroeconomic Adjustment Programme’, *Economic and Political Weekly*, August 24.
- Reserve Bank of India (1997), *Report of the Committee on the Capital Account Convertibility*.
- (1999a), *Report of the Committee on Restructuring Weak Public Sector Banks*, October.
- (1999b), *Mid-term Review of Monetary and Credit Policy for 1999-2000*, October 29.
- (2000), *Monetary and Credit Policy for the Year 2000-2001*, April 27.
- Shetty, S.L. (1978), ‘Structural Retrogression in the Indian Economy since the

Mid-Sixties,' *Economic and Political Weekly*, February.

Srinivasan, T.N. and N.S.S. Narayana (1977), 'Economic Performance since the Third Plan and Its Implications for Policy,' *Economic and Political Weekly*, February.

Vaidyanathan, A. (1977), 'Constraints on Growth and Policy Options,' *Economic and Political Weekly*, September 17.

World Bank (1993), *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*, Oxford University Press (白鳥正喜監訳 (1994) 『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割—』 東洋経済新報社).

——— (2000), *India: Policies to Reduce Poverty and Accelerate Sustainable Development*, Report No. 19471-IN.